

ALL ASIAN DX コンテスト規約の一部改正（下線部分が改正箇所）

新	旧
<p>1. 開催日時（省 略）</p> <p>2. 使用周波数帯（省 略）</p> <p>3. 種目と電子ログで提出する場合の CATEGORY CODE 参加部門表（省略） 【注1】～【注5】(省略)</p> <p>4. 呼び出し(省 略)</p> <p>5. コンテストナンバー(省 略)</p> <p>6 <u>共通規約</u></p> <p>(1) クロスバンドによる交信を禁止する。</p> <p>(2) コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。</p> <p>(3) シングルオペおよびマルチオペ・シングル TX による、同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。ただしマルチオペ・シングル TX においてニューマルチを得る場合の異なるバンドにおける2波の電波の同時発射を除く。</p> <p>(4) マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。</p> <p>(5) レピータによる交信を禁止する。</p> <p>(6) コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共にオペレーター に知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスタ、CW スキマー、リバースピーコンネットワークの使用を認める。</p> <p>(7) <u>コンテスト期間中に自局の運用情報を Web クラスタにアップロードするセルフスポッティングや、携帯電話、メール、チャット、SNS などのアマチュア無線以外の手段を用いて伝える行為、ならびにそれを依頼する行為を禁止する。</u></p> <p>(8) リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレーター免許、および該当参加部門のルールに従うこと。</p> <p>(9) 送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。</p> <p>(10) <u>コンテスト終了後にログを修正することを禁止する。ただし、誤入力の修正、電子ログのフォーマット変更や手書きログを電子ログ化する作業はこれに含まれない。</u></p> <p>(11) <u>削除</u></p> <p>7. 得点およびマルチプライヤー（省 略）</p> <p>8. 総得点の計算方法(省 略)</p> <p>9. 書類の提出（省略）</p>	<p>1. 開催日時（省 略）</p> <p>2. 使用周波数帯（省 略）</p> <p>3. 種目と電子ログで提出する場合の CATEGORY CODE 参加部門表（省略） 【注1】～【注5】(省略)</p> <p>4. 呼び出し(省 略)</p> <p>5. コンテストナンバー(省 略)</p> <p>6 <u>共通規約</u></p> <p>(1) クロスバンドによる交信を禁止する。</p> <p>(2) コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。</p> <p>(3) シングルオペおよびマルチオペ・シングル TX による、同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。ただしマルチオペ・シングル TX においてニューマルチを得る場合の異なるバンドにおける2波の電波の同時発射を除く。</p> <p>(4) マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。</p> <p>(5) レピータによる交信を禁止する。</p> <p>(6) コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共にオペレーター に知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスタ、CW スキマー、リバースピーコンネットワークの使用を認める。</p> <p>(7) <u>自局の運用情報を Web クラスタにアップロードするセルフスポッティングやスポットを依頼する行為を禁止する。</u></p> <p>(8) リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレーター免許、および該当参加部門のルールに従うこと。</p> <p>(9) 送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。</p> <p>(10) <u>コンテスト終了後に、データベースや録音、電子メールまたはその他の手段を使って交信ログを作ったりあるいは交信を確認したり、コールサインやナンバーを修正することを禁止する。ただし、手書きログを電子ログ化する作業は、これに含まれない。</u></p> <p>(11) <u>コンテスト期間中およびコンテスト終了後に自局の運用情報をアマチュア無線以外の手段（電話、電子メール等）を使って他者に伝える行為を禁止する。</u></p> <p>7. 得点およびマルチプライヤー（省 略）</p> <p>8. 総得点の計算方法(省 略)</p> <p>9. 書類の提出（省略）</p>

10. 賞

- (1)参加種目の各大陸 1 位の局には、電子化した賞状を送る。
- (2)参加種目のエンティティー(U.S.A.にあっては US CQ Zone のエリア 3、4、5)ごとの参加局数に応じて、次のとおり電子化した賞状を贈る。
- ① 10 局以下の場合……1 位
 - ② 11 局～20 局の場合……2 位まで
 - ③ 21 局～30 局の場合……3 位まで
 - ④ 31 局以上の場合……5 位まで
- (3)各種目上位 50%以内にある日本(JA)のコールエリア第 1 位の JARL 会員局に電子化した賞状を贈る。ただし、(1)(2)の賞状を贈る局には発行しない。
- (4)コンテストナンバーとして年齢を送った日本(JA)の参加局で、各種目 の世代別上位 3 位までに世代別オーバーレイ賞を設け、電子化した賞状を送る。ただし(1)(2)(3)の賞を贈る局には発行しない。
- ・世代は次の区分とする
- 20 歳未満
 - 20 歳以上 40 歳未満
 - 40 歳以上 60 歳未満
 - 60 歳以上 80 歳未満
 - 80 歳以上

11. 失格事項 (省 略)

12. JARL 登録クラブの得点および順位 (省 略)

13. 結果発表 (省 略)

10. 賞

- (1)参加種目の各大陸 1 位の局には、電子化した賞状を送る。
- (2)参加種目のエンティティー(U.S.A.にあっては US CQ Zone のエリア 3、4、5)ごとの参加局数に応じて、次のとおり電子化した賞状を贈る。
- ① 10 局以下の場合……1 位
 - ② 11 局～20 局の場合……2 位まで
 - ③ 21 局～30 局の場合……3 位まで
 - ④ 31 局以上の場合……5 位まで
- (3)各種目上位 50%以内にある日本(JA)のコールエリア第 1 位の JARL 会員局に電子化した賞状を贈る。ただし、(1)(2)の賞状を贈る局には発行しない。
- (4)各種目上位 50%以内にある日本(JA)のコールエリア上位 5 位までのコンテストナンバーとして年齢を送った参加局に世代別オーバーレイ賞を設け、電子化した賞状を贈る。
- ただし、(1)(2)(3) の賞状を贈る局には発行しない。
- ・世代は次の区分とする
- 20 歳未満
 - 20 歳以上 60 歳未満
 - 60 歳以上 70 歳未満
 - 70 歳以上

11. 失格事項 (省 略)

12. JARL 登録クラブの得点および順位 (省 略)

13. 結果発表 (省 略)